

令和 3 年第 3 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年3月24日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第5号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第6号	農用地利用配分計画案に係る意見徴収について	1件
報第6号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	

16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和３年第３回農業委員会総会を開会する。
 なお、本日は傍聴人の申請があったので、これを許可する。
 本日は、17名全員の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第９条第１項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、２番 長江 あさみ 委員、３番 山内 晃三 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程する。議第５号について事務局より説明願う。

事務局 １件。

申請番号１ 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■町■■■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■■■番地、■■■■。土地は笠原町権現■■■■番■■■■、畑、117㎡。写真を見ると宅地のような擁壁があるが、畑として使用すること。畑ではキュウリやトマトなどの季節野菜を栽培する予定。

議長 それでは議第５号について、地元委員から意見があれば発言願う。

２番 現地を確認してきた。宅地造成地のようにも見えるが畑になっており、ネットを張って野菜が植えてあることを確認した。

議長 この地域は区画整理事業が済んだところ。ほとんどが宅地化されているが、この土地の周辺で■■■さんが畑をやっておられる。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第５号について採決を行う。議第５号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 5 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 6 号「農用地利用配分計画案に係る意見徴収について」を上程する。議第 6 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。

農地利用配分計画案の作成にあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律に従い、多治見市から農業委員会に意見を求められたため、議題に付すもの。農地中間管理機構を通じた利用権設定について貸付先の変更により有限会社甘原ええのおから株式会社もみじかえで研究所へ権利を移転する。土地は甘原町南ノ洞 569 番 1、畑、1,597 m²。賃貸借権の設定期間については、公告の日から令和 8 年 9 月 29 日まで。公告は県が 4 月に行う予定となっている。写真の通り水はけの悪い土地で、甘原ええのおは現状使用していない。もみじかえで研究所は土地改良を行って水はけを良くしてもみじを植栽する予定。令和 2 年 6 月にも他の土地 3 筆について権利移転を行っており、今回も同様の手続きを行うもの。

議長 それでは議第 6 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

9 番 現地を見てきた。この土地を除いた周辺はもみじが植えてあることを確認した。この土地を含め一体的に利用できるようになるのは良いと考える。

15 番 借受者選定理由書に、理由詳細「A-1 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は分散錯圃の解消に資する」とあるが、分散錯圃は自然災害が発生したときに農作物が全滅しないようにするための江戸時代からの知恵である。分散錯圃がいかにも悪いような印象を受ける。こういった文言はいかがなものか。

事務局 所定の様式になっており、今回の場合は規模拡大が該当する。

議長 もみじかえで研究所は、ここだけでなく甘原町の方々に畑を持っている。一度に全部が全滅することはないだろう。三の倉にもある。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 6 号について採決を行う。
議第 6 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第6号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第 6 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 6 号について事務局より説明願う。

事務局 6 件。

[illegible]

申請番号 2 賃貸借権。賃貸人、■■■県■■■■市■■■町■■丁目■■■■
■■■■■、■■■■。賃借人、多治見市宝町 3 丁目 38 番地、株式会社マ
ツモトフード。土地は宝町 3 丁目■■■番、田、383 m²。転用目的は店舗
駐車場。写真の通り車庫が建っているため始末書提出。当該地北側に
古民家焼肉の店舗があり、この焼肉屋の駐車場として利用するとのこ
と。

申請番号 3 所有権移転。土地は 2 筆。1 筆目。譲渡人、■■■■市■■■■丁目■■番地、■■■■。土地は旭ヶ丘 3 丁目■■番■■、畑、2,128 m²。2 筆目。譲渡人、■■■■市■■■■丁目■■番の■■、■■■■。土地は旭ヶ丘 3 丁目■■番、田、現況畑、46 m²。2 筆合計 2,174 m²。譲受人、愛知県小牧市新町 1 丁目 147、中部テラーサービス有限会社。転用目的は共同住宅。この土地に 3 階建て 15 戸分の共同住宅を建てられるとのこと。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■市■■区■■町■■■■■■■■
■■、■■■■■。譲受人、愛知県知多市八幡新町 3 丁目 7-16、クロス
フィールド株式会社。土地は平和町 8 丁目■■■■番、田、280 m²。転用目的
は宅地分譲。平成 14 年に露天駐車場として 5 条転用の届出が出てい
る。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■。譲受人、中津川市千旦林 1753-30、株式会社 S P G。土地は 7 筆。笠原町中原■■■■番■■、畑、396 m²。■■■■番■■、畑、165 m²。■■■■番、畑、826 m²。■■■■番■■、畑、654 m²。■■■■番■■、畑、654 m²。■■■■番■■、畑、654 m²。■■■■番■■、畑、654 m²。合計 4,003 m²。転用目的は太陽光発電施設。この 7 筆と北側の山林を含めた土地に太陽光発電施設が建設されるとのこと。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■、成年後見人、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■他 1 名。土地は宝町 6 丁目■■番、田、476 m²。転用目的は貸露店駐車場。

議長 報第 6 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 発言がないので報第 6 号を終了する。その他に意見があれば、挙手を願う。

15 番 議事録署名について。第 1 回の議事録署名委員に指名されたため、総会での意見をメモに記録した。その議事録が第 2 回総会開始 5 分前に渡され、署名依頼をされた。いわゆるめくら判、何も見ないで署名せよという風にとらえたがどうか。

事務局 決してそのようなつもりで依頼した訳ではない。十分納得した上で署名いただければよい。持ち帰って確認いただいても構いません。

6 番 第 1 回総会の報告案件である小泉町 1 丁目の土地について。用水路は管を通して埋め立てられるということだったが、現在田んぼそのものは埋め立てられたが、水路はそのままである。土が溜まった場合はどうするのか。

事務局 当該地は貸事業用地なので、現在は借りてくれる事業者を募集しており、恐らくだが事業者が決定した場合に完成形までの造成がされるものと思われる。その際には建築物も建つことになる。雨の時期が近付いてきて土砂が入ったままだと雨水が流れていかないと思うので、市の水路であることから、必要があれば道路河川課に清掃の依

頼をする。

議長 造成が未完成の状況。借りる人が決まってから水路も埋め立てられるものと思われる。注意して見ておく必要がある。

議長 他に発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、4月28日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3時 05分)

事務局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主査	安保	博之
主査	玉山	永恵

令和3年3月24日

議事録署名

2 番

3 番

議長